

令和5年第8回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月21日(月) 13時25分～14時10分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員

(16名)

会長	16番	中川和則
会長職務代理者	15番	佐々木昭英
委員	2番	佐々木達也
	3番	高橋かおる
	4番	白澤克美
	5番	熊谷洋司
	6番	川村良道
	7番	川村和男
	8番	佐々木博
	9番	星川忠博
	10番	藤原幸藏
	11番	佐藤俊孝
	12番	高原弘明
	13番	阿部江利子
	14番	白澤和実
(欠席)	1番	金子忠博

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について

日程第9 議案第3号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について

日程第11 議案第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている等の証明申請に対する許否決定について

日程第12 議案第6号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当する

か否かの判断について

日程第13 議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局 事務局長	田 口 征 寛
係長	泉 山 弘 道
会計年度任用職員	三 上 幸 廣

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせいたします。庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。また、本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しておりますので、議案の朗読は表題のみといたします。質問、意見や討論等、発言の際は挙手により発言の意思表示をお願いいたします。なお、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしく申し上げます。

本日の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。なお、1番金子忠博委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから、令和5年第8回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、当職より指名いたします。12番、高原弘明委員、13番、阿部江利子委員、14番、白澤和実委員をお願いいたします。

議長

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、当職より指名いたします。農業委員会事務局、泉山弘道係長をお願いいたします。

議長

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしということで、本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により当職よりご報告いたしま

す。

8月2日、地域計画策定に係る合同説明会、南昌、広宮沢、煙山、城内地区についてですが、広宮沢公民館で行いまして、町産業観光課担当と職務代理者、佐藤俊孝委員、佐々木達也委員、事務局が出席しております。

17日、農地転用現地調査、熊谷洋司委員、佐々木博委員、阿部江利子委員が出席しております。北郡山、赤林地区で行っております。同じく17日、あっせん会議、これは5役と事務局で行っております。そして21日、本日ですが、令和5年第8回矢巾町農業委員会総会となります。

以上ですが、質疑等ございますか。

佐々木博委員
議長

はい、議長。

はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員

8番、佐々木です。地域計画の合同説明会について、どのような内容であったかお知らせください。

佐々木昭英
職務代理者
議長

はい、議長

はい、15番、佐々木昭英職務代理者。

佐々木昭英
職務代理者

はい、15番、佐々木です。出席したのは私、佐藤俊孝委員、佐々木達也委員、そして事務局でして、内容的には南昌、広宮沢、煙山、城内の4地区を合同で地域プランを作ることの提案をし、地域の方々が後で相談して、その結果が戻ってくることをとしています。また、それとは別に、清水野地区構造改善事業についても説明しました。以上ですが、補足を佐藤俊孝委員にお願いいたします。

佐藤俊孝委員
議長

はい、議長。

はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員

11番、佐藤です。南昌、広宮沢、煙山、城内のそれぞれの地域計画については、個々に説明を一度しております。このエリアは接続をしておりますし、地域の特徴的な課題としては高齢化と担い手確保、それから基盤整備をしなければならないなどの共通点があります。それを交えて4地区を統合して地域計画を策定してはどうかという提案をして、内容を各地区で持ち帰って検討していただいて、再度集まって統合案を検討することとしています。以上です。

議長

佐々木委員、よろしいですか。

佐々木博委員
議長

はい。

ほかに質疑等ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

(報告第1号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 報告第1号についてご説明させていただきます。

まず、番号2の案件につきましては、議案第6号で非農地判断をしていただく農地を除きまして、現在、地域の担い手の方が耕作しております。また、番号6の案件につきましては、被相続人と同居していた相続人の叔父が町内におりますので、その方が耕作することになるとのことです。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(報告第2号 朗読)

事務局 補足説明を許します。

議長 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしの声でございますので、次に進みます。

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

(議案第1号 朗読)

事務局 補足説明を許します。

議長 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。

お手元の農地法第3条調査書の1、2ページをご覧ください。記載のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可できるものと考えております。なお、番号1の案件につきましては、譲受人が所有していた農地の大半が市街化区域に編入され、住宅地として売却したことから、新たに農地を購入するものでございます。また、番号2の案件につきましては、当該農地は譲受人が所有している農地と組田となっていることから、無償で贈与するのでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

議長 (「なし」の声あり)
それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がございましたら挙手願います。討論ございますか。

議長 (「なし」の声あり)
それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 (挙手多数)
挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

議長
議長 日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第2号 朗読)
議長 補足説明を許します。
事務局 はい、議長。
議長 はい、事務局。
事務局 議案第2号についてご説明いたします。

お手元の農地法第3条調査書の3、4ページをご覧ください。記載のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可できるものと考えております。なお、これらの案件につきましては、借人が同居している父のもとで親元就農し、矢巾町親元就農給付金を受給することになったことから、父及び地域の農業者から農地を使用貸借するものでございます。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

議長 (「なし」の声あり)
それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

議長 (「なし」の声あり)
それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 (挙手多数)
議長 挙手多数ですので、許可することに決します。
次に進みます。皆様にお諮りします。

日程第9、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件でございますので、一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、一括して議題といたします。

日程第9、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局

(議案第3・4号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第3号、議案第4号についてご説明いたします。

まず、議案第3号につきまして、申請地の状況でございますが、議案第3号の次のページをご覧ください。番号1の申請地の状況でございますが、役場の北側約3.8kmに位置しておりまして、南側は町道志和稲荷街道線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので、第1種農地でございます。続きまして、番号2の申請地の状況でございますが、役場の南東側約2.3kmに位置しておりまして、東側は町道猪去線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので、第1種農地でございます。次に、議案第4号につきまして、申請地の状況でございますが、議案第4号の次のページをご覧ください。申請地の状況でございますが、役場の南東側約2.3kmに位置しておりまして、東側に町道猪去線が縦断しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地でございますので、第1種農地でございます。なお、議案第3号の番号2と議案第4号の案件は、同じ場所の案件でございます。以上でございます。

議長

事務局より補足説明がございましたが、8月17日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。5番、熊谷洋司委員お願いします。

熊谷洋司委員

はい、5番、熊谷です。8月17日、私と阿部江利子委員、佐々木博委員、事務局と現地調査を行いました。意見としてですが、番号1は、当該土地は昭和60年ごろに農作業小屋、平成元年ごろに居宅を建築したときから宅地として利用されており、このたび農家分家住宅建築のために記録を確認したところ、農地であることが判明したもので、20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断するものです。また、娘さん家族による分家住宅建築のためということなので、地域のためにも良いものと思います。番号2は、当該土地は居宅の通路として利用されており、昭和51年に農家住宅の建て替

えをした時点で、現況のとおりであったことが判明しています。このたび、農家分家住宅建築のため地目を確認したところ、農地であることが判明したもので、20年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難であります。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断するものです。なお、南側、西側にL字の農地がありますが、ここは申請者の説明だとトラクター通路としても利用していきたいという考えもあるようでしたので、あくまで農地であるので敷砂利等はしないように伝えております。以上です。

議長 そのほか、補足説明はございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う使用貸借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。次に進みます。

日程第11、議案第5号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する拒否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第5号 朗読)

議長 補足説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、討論なしと認めます。挙手により、表決に入ります。議案第

5号、相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている等の証明申請に対する許否決定について、議案のとおり許可する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

挙手多数ですので、証明を許可することに決します。次に進みます。

日程第12、議案第6号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第6号 朗読)

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

議案第6号についてご説明させていただきます。

この案件につきましては、当該農地を所有者が相続により取得したところ、山林化していたことから非農地にすることはできないかと相談を受けたことから、非農地判断のため現地調査をしたものでございます。以上でございます。

議長

それでは、この案件について8月17日に再生困難遊休農地現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。熊谷洋司委員お願いします。

熊谷洋司委員

はい、5番、熊谷です。8月17日に佐々木博委員と阿部江利子委員、事務局と現地調査を行いました。意見としては、当該農地の約半分は山林化しており、残り半分は条件が悪く、農地としての価値が失われていました。農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断とすべきと考えます。ただし、山林化により周辺土地への影響が懸念されることから、非農地判断後も山林原野として適正に管理するよう、指導することとしました。この現地南側の地主から現状で困っていることはないかということで、聞き取りをしたならば、虫とか蔓による影響があり困っているということがありましたので、境界部分の草刈り、それから伐採等に注意してほしいということで、申し入れをしたいと思っております。以上です。

議長

そのほか、補足説明はございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第6号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、非農地であると判断する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、非農地と判断することに決します。次に進みます。議案第7号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。

(13:55 休憩)

(13:57 再開)

議長 再開いたします。日程第13、議案第7号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第7号 朗読)

議長 この議題に関しまして、詳細説明を産業観光課にお願いしておりますので、担当者から詳細説明をお願いいたします。産業観光課、民部田一成主査よりお願いいたします。

説明員 はい、議長。

議長 はい、産業観光課、民部田主査。

説明員 はい、産業観光課の民部田です。お配りさせていただいた変更の概要により、ご説明させていただきたいと思います。今回の改正は基本構想の変更となるものですが、今回変更しなければならないということで、令和4年3月に農業委員の皆様にご意見を伺っていただきましたが、今年度、国で農業経営基盤強化促進法が令和5年の4月1日に改正がありまして、これを踏まえて県が定めている促進に関する基本方針が変更され、それに合わせて矢巾町の基本構想も変更しなければならないということによるものです。法律改正の関係で、9月末までに市町村構想の変更をしなければならないということがありまして、今回は町独自というのではなく、法律改正に沿って文言の追加などを県の方針に合わせて行うものとなっております。変更の内容としては、法律の第5条第2項の4号、5号、こちらが変更の概要の4の主な変更内容に書いてあります、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項、こちらが法律に明記されましたので、これについての町としての役割を新たに記載をしたところであります。次に、法律の第2項の5号に効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項ということで、内容としては地域計画のことを盛り込むこととなっておりますので追記したものです。また、農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてですが、利用権設定

等促進事業の廃止に伴うものでございまして、経過措置を設けた上で記述を削除するというので、概ね県内市町村が同じ改正をするということになります。そのほか、県の基本方針の改正がありましたので、それに沿った整理、語句の修正等を行っております。9月末までに改正ということで、農業委員の皆様の見解を付して、県の方に変更を提出しなければならないということになっておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がございましたら、挙手願います。質疑ございますか。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、11番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 11番、佐藤です。議案の新旧対照表の4ページ、改正案の3の(3)について、マスタープランやマスタープランを、と同じ言葉が続いていますが、この記載でよろしいのでしょうか。

説明員 はい、議長。

議長 はい、産業観光課、民部田主査。

説明員 11番、佐藤委員のご質問にお答えいたします。現時点で地域計画を策定していないということで地域農業マスタープランがある状態で、3ページの2の前段で、地域農業マスタープラン、以下マスタープランという、ということで、地域計画が策定になればそちらに変えていくということでありましたので、今のところは併記するような形となっているところがありますが、確かに違和感もありますので、県と相談、検討をして対応したいと思っております。以上でございます。

佐藤俊孝委員 今回の回答は、県が掲示したものがマスタープランやマスタープランになっているからということで、同じように記載したということですか。

説明員 そのとおりです。

佐藤俊孝委員 これは作成する時点で、主語たるところが並列になっているということが表現としておかしくはないか確認するべきと思うので、改めて確認してみてください。

説明員 はい、確認します。

議長 佐藤委員、よろしいですか。

佐藤俊孝委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

熊谷洋司委員 はい、議長。

議長 はい、5番、熊谷洋司委員。

熊谷洋司委員 5番、熊谷です。3ページの2の中断に、育成を図るため県がセンターとしての機能を担う体制を整備するとありますが、この県のセンターはどこの部局になりますか。また、その下に、今後はセンターと連携し、とありますが、これはどこの部局が該当されますか。

説明員 はい、議長。

議長 はい、産業観光課、民部田主査。

説明員 5番、熊谷委員のご質問にお答えします。県庁の農林水産部のところに新規就農を支援するセンターが6月に設置されまして、農林水産部を中心に普及センターなどの関係機関が情報共有、連携してセンターとしての事業が進められることとなっております。以上でございます。

議長 熊谷委員、よろしいですか。

熊谷洋司委員 はい。

議長 ほかに質疑ございますか。

佐々木博委員 はい、議長。

議長 はい、8番、佐々木博委員。

佐々木博委員 8番、佐々木です。地域計画を進めていく上で、このような矢巾町としての構想を農業者の方に、周知しなければならないと思いますが、どのようにして行いますか。

説明員 はい、議長。

議長 はい、産業観光課、民部田主査。

説明員 8番、佐々木委員のご質問にお答えします。今後の流れとしては、縦覧を行って公告ということになりますが、そのほか町ホームページへの掲載などもあります。また、現在農協からも意見聴取していますが、そちらを通じてもありますし、認定農業者の基準を掲載しているものでもありますので、その相談があった際などと思っておりますが、周知する機会、方法など情報があればお知らせいただきたいと思います。以上でございます。

議長 佐々木委員、よろしいですか。

佐々木博委員 はい。

議長 他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。挙手により表決に入ります。議案第7号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取に対する意見決定について、変更するに妥当であるとして意見する旨、決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数ですので、変更するに妥当であるとして意見することに決めます。それでは、説明員が退席するまで休憩といたします。

(14:08 休憩)

(14:09 再開)

議長

以上で、議事の全てを終了いたしましたので、当会は閉会といたします。
皆様大変お疲れ様でございました。

(終了 14:10)

以上は、令和5年8月21日、矢巾町役場2-2会議室において開催された、令和5年第8回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____